

平成30年10月 2日

一般社団法人 日本建設業連合会関西支部 事務局長 様

近畿地方整備局
企画部 技術調査課長

建設廃棄物に係る元請責任の徹底について（周知依頼）

先般、不動産流通業などを営む企業が元請けとなって実施していた工事において、建設廃棄物が不法投棄され、関係者（元請業者、下請業者）が書類送検される事件が発生しました。

上記の事件を担当した大阪府警察本部生活安全部生活環境課（以下、「大阪府警」という。）によると、「本事件は、元請業者から許可を持たない下請業者へ産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた工事一式が委託され、さらにこの下請業者から委託を受けた自営業者らが山中に投棄したもの」であり、「元請業者において違反に関与した役員等は、元請である自社が排出事業者であることの認識が薄く、実際に工事を行う下請業者が許可業者と契約すれば良いとの認識をしており、法に定める処理業者への委託が適正になされなかったことが不法投棄の原因」とのことです。

上記事件の再発防止に鑑み、大阪府警から大阪府及び政令市に対し、関係する業者への指導強化を図ることや、関係業者が加盟する主な業団体に対して周知等の依頼が行われたところです。

併せて、当職に対しても、「建設副産物対策近畿地方連絡協議会」において、建設廃棄物の適正処理及びリサイクル等に係る普及啓発活動を長年にわたり取り組んでいるとの観点から、関係する業界への周知等を行ってほしい旨の依頼がありました。

つきましては、下記により貴団体の所属企業に対して、本事件の内容を周知するとともに注意喚起をお願いいたします。

記

1. 本事件の内容の周知等について

下記資料（大阪府警提供）を周知のうえ、元請責任にかかる法令遵守について注意喚起をお願いします。

- ①事件概要
- ②関連新聞記事

2. 参考

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における元請責任にかかる内容については、下記のサイトが参考になりますので、上記と併せて情報提供をお願いします。

大阪府ホームページ 平成22年改正廃棄物処理法（平成23年4月1日施行）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/houritu/h22kaiseihou.html>

以上



1. 事件の概要

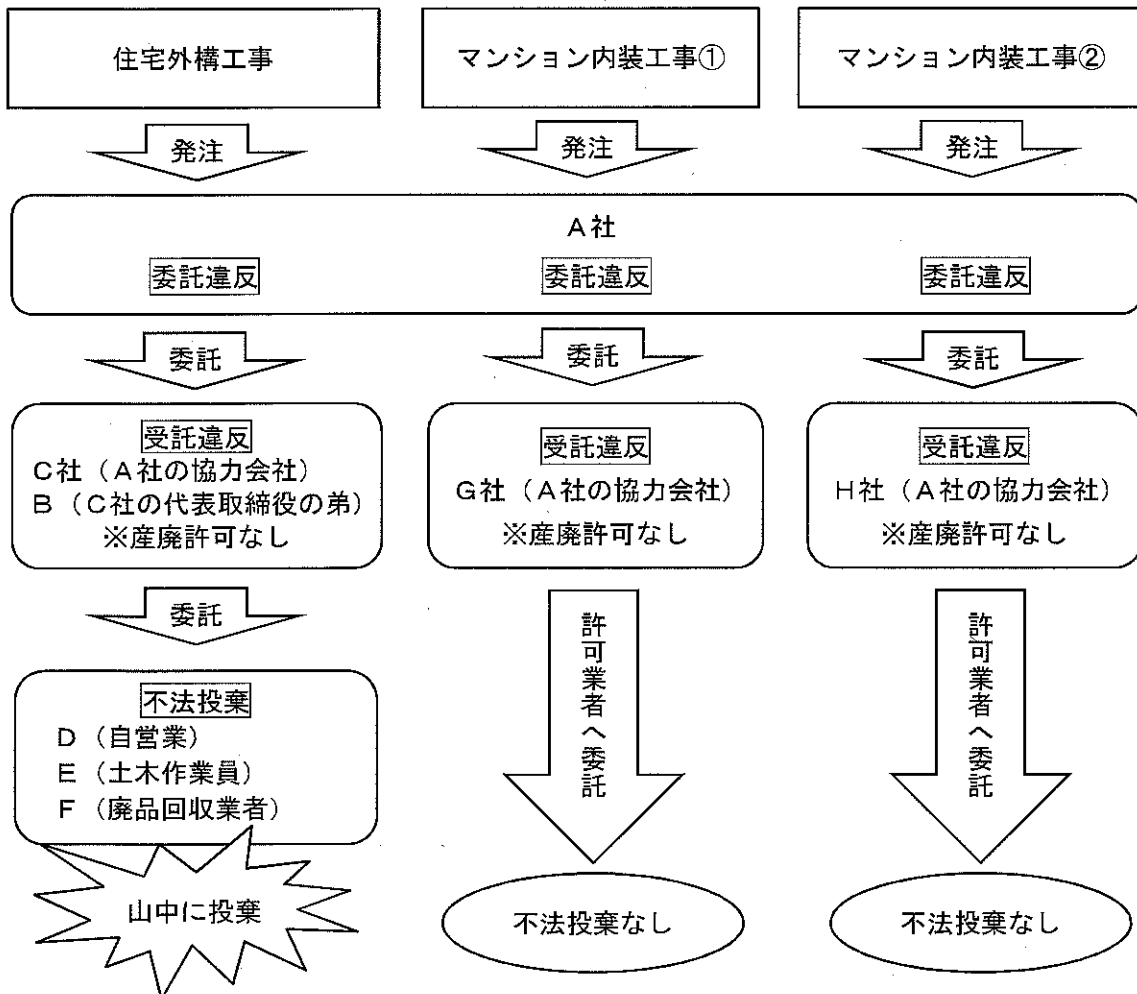
○不動産・建設・リフォーム事業を営むA社（東証第二部上場）が元請となった住宅外構工事で発生した産業廃棄物が不法投棄された。

○Bは、Bの兄が代表取締役でA社の協力会社であるC社の名義を使用し、産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた工事一式をA社から受託した。A社は受託者が産業廃棄物処理業の許可を持っているかどうかを確認せず、結果的に許可を持たない業者に産業廃棄物の処理を委託した。

○Bは、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた工事一式を、ブローカー経由でD（自営業）に委託した。

○Dは産業廃棄物の始末に困り、E（土木作業員）から「安く処分できる」と持ちかけられ、E及びF（廃品回収業者）に指示し、山の中に投棄した。

○また、A社は他の2件のマンション内装工事について、C社と同様の協力会社であるG社及びH社に、産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた工事一式を委託した。その際G社及びH社が産業廃棄物処理業の許可を持っていないにもかかわらず、許可の有無を確認しなかった。



2. 被疑者の供述より

①A社（委託違反）：専務取締役、建装部部长、同部次長、同部課長 等

- ・下請け業者が、産業廃棄物の処理業者と契約しておれば大丈夫という認識だった。
- ・4、5年前に行政指導を受け、元請業者として許可業者に委託し Manifesto を交付するなどの通達を出したが周知徹底されていなかった。下請け業者が、収集運搬や処分の許可を持っている業者に委託すれば問題ないと、解釈を誤っていた。
- ・協力業者に許可があるかどうか確認せず、無許可の業者に委託していた。今までこのように、工事請負の基本契約を交わしている協力業者に委託していた。
- ・産業廃棄物の処理については、実際に工事を行う下請け業者が Manifesto を発行し、処分すれば良いという認識だった。登録されている協力業者に委託すれば、産業の処理手続きはクリアされているものと思い、許可の有無は確認していなかった。
- ・客から内装工事を受注した自社が元請業者となることは理解していたが、元請責任や自社が許可業者と契約しなければならないことまでは知らなかった。

②G社及びH社（受託違反）：支店主務、取締役

- ・A社から内装工事等の委託を受けた際、産業廃棄物の処理の許可を有していなければならないことは知らなかった。自社で契約する産業廃棄物の処理業者に処理等をさせれば良いと思っていた。
- ・自社は産業廃棄物処理の許可を持っていないので、産業廃棄物の収集運搬や処分を含めた内装工事一式を請けてはいけないことは知らなかった。
- ・自社では産業廃棄物の収集運搬や処分業の許可のある業者と契約を結んでいたので大丈夫と思っていた。
- ・A社から依頼された内装工事では、自社が契約する産業廃棄物処理業者へ廃棄物の処分をお願いしていた。A社からの指示どおりに業務を行ってきたが、それが違法になるとは認識不足だった。

③D、E、及びF（不法投棄）

- ・金がなくどのように処分しようか悩んでいたところ、安くて処分できると持ちかけられ、処分させた。
- ・いつも、金がない等と言うので、安く処分できるところを知っていると持ちかけると、どっか処分してきてと言われ、山の中の住宅等もあまりなく、車もあまり通っていない場所に、畳や生木を捨てた。
- ・捨ててきてくれと指示され、2箇所から出た廃棄物を山の奥の方に捨てた。

リフォーム産廃処理違反

日住サービス書類送検

無許可業者委託容疑

リフォーム工事で出た産廃廃棄物の処理を無許可業者に依頼したとして、大阪府警は10日、不動産仲介大手「日住サービス」(大阪市北区)の役員ら数人と、法人としての同社を廃棄物処理法違反(委託違反)容疑で書類送検した。捜査関係者への取材でわかった。

00件以上の工事の多くで無許可業者への違法委託を繰り返していたという。捜査関係者によると、役員らは昨年12月、大阪府藤井寺市の住宅リフォーム工事で発生した廃材などの収集や運搬を、許可を持たない建築業者に委託した疑い。

同法では、環境汚染などを防ぐため、廃棄物の運搬や処理などは、設備を備えた都道府県などの許可業者に委託することが義務付けられている。日住サービスは無許可業者への委託について自治体から指導を受けていたが、役員らは対策を怠っていた。

府警は今年4月、兵庫県川西市の道路脇に廃材約810キを不法投棄したとして、大阪市の解体業者らを送検していたことがわかった。

民間信用調査会社によると、日住サービスは昨年12月期の売上高が86億円、全国の不動産仲介で20位以内に入る大手。大原修社長は7月下旬、読売新聞の取材に「今は何も答えられない」と話した。

的にリフォームを促す施策を打ち出しており、矢野経済研究所(東京)によると、市場規模は2017年の6・2兆円から20年には7・3兆円に拡大すると予測されている。不動産仲介会社や家電量販店などの新規参入も相次ぎ、価格競争が激しくなっているという。

業者への相談業務を行う「住宅リフォーム研究所」(横浜市)の石原孝司所長は「異業種から参入する業者の増加などで、さまざまな工種の処理が行われる例が増えた。業界全体で意識向上を図る必要がある」と話。

価格競争の激化 ずさん処理生む

住宅リフォームを巡っては価格競争の激化から、さまざまな工種の処理が適正に行われないとの指摘がある。国は省エネ推進などを目的

的にリフォームを促す施策を打ち出しており、矢野経済研究所(東京)によると、市場規模は2017年の6・2兆円から20年には7・3兆円に拡大すると予測されている。不動産仲介会社や家電量販店などの新規参入も相次ぎ、価格競争が激しくなっているという。

業者への相談業務を行う「住宅リフォーム研究所」(横浜市)の石原孝司所長は「異業種から参入する業者の増加などで、さまざまな工種の処理が行われる例が増えた。業界全体で意識向上を図る必要がある」と話。

廃材処理違反 4年前指摘

リフォーム工事 大阪市、日住サービスに

不動産仲介大手「日住サービス」(大阪市北区)がリフォーム工事で出た廃材の処理を無許可業者に委託したとされる事件で、同社が4年前に大阪市の立ち入り検査を受け、同様の違反を指摘されていたことが、

府警の発表では、同社の専務ら5人は昨年9月〜今年2月、大阪府藤井寺市や神戸市などの戸建てやマンションのリフォーム3件で、廃材などの処理を廃棄物処理業の許可を持たない建築業者などに委託した。

日住サービスは年約6000件のリフォーム工事を受注。顧客から仕事を受注後、同じ業者に工事と廃棄物処理の両方を一括発注しており、府警は、他にも廃棄物処理業の許可を持たない業者が多数含まれていたとみている。同社は10日、読売新聞の取材に「法律を正確に理解していなかった」とコメントした。

府警は、同社から無許可で廃材処理を請け負ったとして、大阪府高槻市の建築業者やパナソニックの子会社「パナソニックリビング近畿」(大阪市此花区)など計3業者も同法違反容疑で書類送検した。

3業者は廃材処理を別の業者に再委託しており、高槻市の業者の依頼先は無許可、パナソニックリビング近畿など2業者の場合は許可業者だった。府警は、3業者が無許可で受注した時点で違法と判断した。

無許可業者に産廃委託

日住サービス 容疑で書類送検

リフォーム工事で出た産業廃棄物の処理を無許可業者に委託したとして、大阪府警生活環境課は10日、廃棄物処理法違反(委託違反)容疑で、不動産仲介大手「日住サービス」(大阪市北区)の専務の男(62)を

同府豊中市から5人と、法人としての同社を書類送検した。

専務の書類送検容疑は昨年9月〜今年2月、大阪府内と神戸市内の住宅リフォーム工事で出た産廃の運搬・処分を、許可のない業者

に計約480万円で委託したとしている。

府警によると、専務は「違法ではない」と思っていたという趣旨の供述をしているが、日住サービスは平成26年に、大阪市などから許可業者と契約していないとして行政指導を受けており、府警は違法性を認識していたとみている。

同社は「法律の理解が不十分だった。再発防止を徹底する」としている。

また府警は10日、同社から無許可で処理を請け負った同法違反容疑で、住宅関連会社「パナソニックリビング近畿」(大阪市此花区)なども書類送検した。

サンケイ

読売

日本経済

無許可業者に産廃委託

不動産仲介大手 容疑で書類送検

リフォーム工事を出したとして、大阪府警生活環境（阪市北区）の専務ら5人、産廃廃棄物の処理を無許 課は10日、不動産仲介大手「日住サービス」（大 産廃物処理法違反容疑で

日住サービス書類送検

産廃無許可業者に委託容疑

無許可業者に産廃廃 棄物の処理を委託した として、大阪府警は10 日、大阪市北区の不動 産仲介大手「日住サー ビス」など法人計3社 と、各社の役員ら計10 人を産廃物処理法違反 の疑いで大阪地検に書 類送検した。

容疑は昨年9月、今 年2月、大阪府藤井寺 市と豊中市、神戸市で あった住宅工事3件 で、産廃の収集運搬な どの許可を持たない業 者に対し、日住サービ スが産廃の運搬や処分 を含む工事一式をそれ

書類送検した。また、同 社から無許可で産廃物処 理を請け負ったとして、 パナソニック子会社など 2社と社員ら5人も同容 疑で書類送検した。

金属くずなどの産廃廃棄物の運搬や処分を計約470万円で委託した疑い。

廃材処理 無許可業者に委託

処理法違反容疑 日住サービス書類送検

住宅リフォームで出た廃材処理を無許可業者に委託したとして、大阪府警は10日、不動産仲介業「日住サービス」（大阪市北区）の専務（62）ら5人と、法人としての同社を産廃物処理法違反（委託違反）容疑で書類送検し、発表した。委託先のリフォーム会社など2社と関係者5人についても、同法違反（受託違反）容疑で書類送検した。

生活環境課によると、送検容疑は昨年9月、今年2月、大阪府藤井寺市の住宅の外構工事など、3件の工事で府知事らの許可がない業者などに廃材収集や運搬を委託したというもの。日住サービスの社員らは「許可の有無を確認しなかった」「委託先が許可を持つ業者に頼めば問題ないと思っていた」などと供述。ただ同社は2014年7月、同様の行為で大阪市から立ち入り指導を受けていたといい、同社の担当者は「指導内容を正確に理解していなかった。再発防止を徹底したい」としている。

朝 日

毎 日

【藤河匠】